

平成 2 0 年

第 3 回市議会定例会 議案第 2 8 号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により，公有水面埋立てに関し，北海道知事高橋はるみから別添のとおり意見を求められたが，これに同意したいので議会の議決を求める。

平成 2 0 年 9 月 8 日提出

函館市長 西 尾 正 範

(根拠規定)

公有水面埋立法第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 4 項

砂防第198-2号

平成20年8月15日

函館市長 様

北海道知事 高橋 はるみ



公有水面埋立ての承認の出願について（諮問）

平成20年7月31日付けで農林水産省から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

なお、意見書については、平成20年12月12日までに提出してください。

（建設部土木局砂防災害課事業管理グループ）



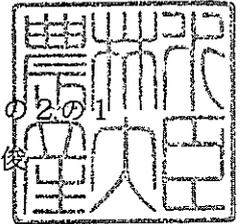
公有水面埋立承認願書

北開局水第145号

平成20年 7月31日

北海道知事 高橋 はるみ 殿

出 願 人 農林水産省
出願人住所 東京都千代田区霞が関1の2の1
代 表 者 農林水産大臣 若林 正俊



公有水面埋立法第42条第1項の公有水面埋立の承認を受けたいので、関係図書を添えて出願します。

1.埋立区域

(1)位置

函館市臼尻町 749 番地先の公有水面。

(2)区域

次の各地点のうち、 の地点から の地点を順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成 20 年春分の満潮位(D.L.+1.23m)における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点を結ぶ平成 20 年春分の満潮位(D.L.+1.23m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

の地点 臼尻漁港原点(北緯 41 度 56 分 02 秒 224、東経 140 度 56 分 34 秒 260、
X=-229,266.604、Y=57,456.878)から

		55 度	14 分	52 秒	132.64 m の地点
の地点	の地点から	10 度	42 分	11 秒	3.50 m の地点
の地点	の地点から	100 度	42 分	07 秒	2.44 m の地点
の地点	の地点から	190 度	42 分	30 秒	3.10 m の地点
の地点	の地点から	100 度	42 分	36 秒	97.60 m の地点
の地点	の地点から	190 度	39 分	49 秒	0.40 m の地点

(3)面積

47.58 m²

2.埋立てに関する工事の施行区域

(1)位置

函館市臼尻町 749 番及び 751 番地内並びに同町 749 番地先。

(2)区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結んだ線により囲まれた区域。

イの地点 臼尻漁港原点(北緯 41 度 56 分 02 秒 224、東経 140 度 56 分 34 秒 260、
X=-229,266.604、Y=57,456.878)から

		73 度	20 分	27 秒	224.15 m の地点
ロの地点	イの地点から	190 度	36 分	35 秒	22.10 m の地点
ハの地点	ロの地点から	280 度	42 分	34 秒	111.06 m の地点
ニの地点	ハの地点から	10 度	42 分	36 秒	22.10 m の地点

(3)面積

2,454.08 m²

3.埋立地の用途

漁港施設用地

4. 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D.L.+2.33m ~ D.L.+2.39m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
-4.0m 岸壁(改良)標準部	岸 壁	(本体工) 直立消波ブロック、水中コンクリート (上部工) 上部コンクリート <天端高>D.L.+2.35m
-4.0m 岸壁(改良)取付部	岸 壁	(本体工) 水中コンクリート (上部工) 上部コンクリート <天端高>D.L.+2.35m

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

1) 埋立工法

本埋立工事は、既設岸壁の前面に新たな構造物を造成するのみであるから、埋立土砂の投入は伴わない。

2) 埋立てに関する工事の施行順序

本埋立工事は、既設用地内の地盤改良を行い、-4.0m 岸壁(改良)標準部の上部工までを施行して背後のエプロン舗装を行う。次に-4.0m 岸壁(改良)取付部背後の既設用地内の地盤改良を行い、-4.0m 岸壁(改良)取付部の上部工までを施行し、背後のエプロン舗装を行って、本埋立てに関する工事の竣功を図る。

3) 埋立てに用いる土砂等の種類

該当事項なし

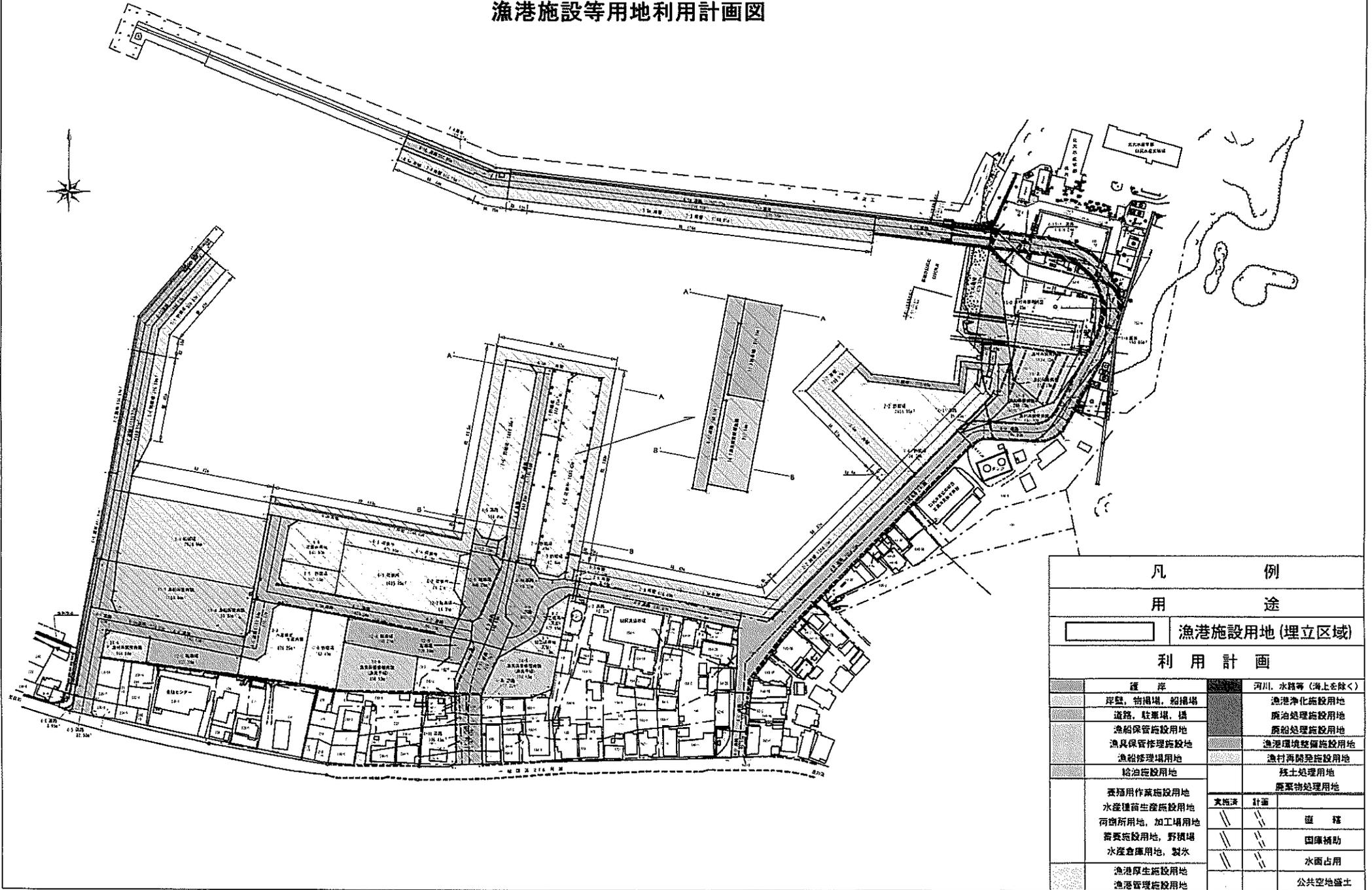
(4) 公共施設の配置及び規模の概要

別添 漁港施設等土地利用計画図のとおり

5. 埋立てに関する工事の施行に要する期間

1年6月

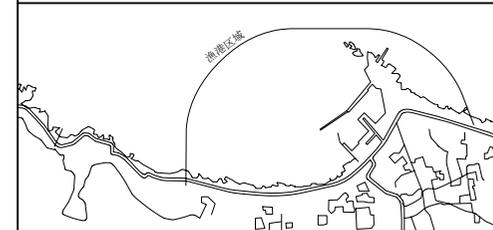
漁港施設等用地利用計画図



凡 例			
用 途			
	漁港施設用地(埋立区域)		
利 用 計 画			
	護 岸		
	河川、水路等(海上を除く)		
	岸壁、物揚場、船揚場		漁港浄化施設用地
	道路、駐車場、橋		廃油処理施設用地
	漁船保管施設用地		廃船処理施設用地
	漁具保管修繕施設用地		漁港環境整備施設用地
	漁船修理場用地		漁村再開発施設用地
	給油施設用地		残土処理用地
	養殖用作業施設用地		廃棄物処理用地
	水産種苗生産施設用地		
	荷捌所用地、加工場用地		
	畜養施設用地、野積場		
	水産倉庫用地、製氷		
	漁港厚生施設用地		
	漁港管理施設用地		

公有水面埋立区域等位置図

漁港区域図



第3種白尻漁港



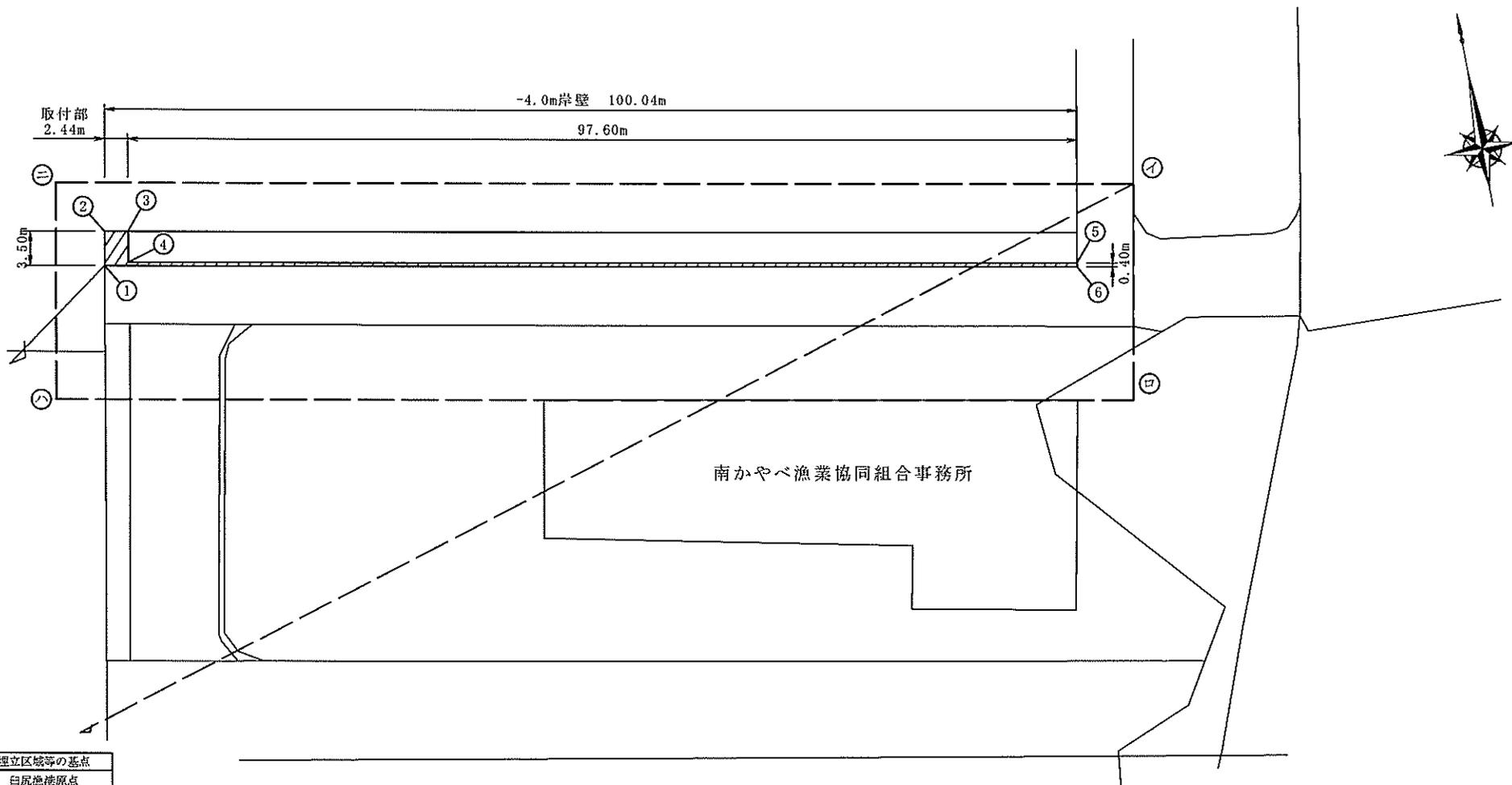
北海道大学白尻水産実験所

凡例

	埋立区域
	埋立に関する工事の施行区域

公有水面埋立区域等平面図

縮尺 1:600



埋立区域等の基点	
白尻漁港原点	
北緯	41度56分02秒224
東経	140度56分34秒260
X=	229,266.604
Y=	57,456.878

函館市白尻町

凡 例		
	埋立区域	47.58㎡
	埋立てに関する工事の施行区域	2,454.08㎡